

第1章 屋外広告物について

1 屋外広告物とは (条例第1条)

屋外広告物とは、営利目的または非営利目的なものであっても、その表示する内容の如何にかかわらず、以下の4つの要件の全てを満たしているものであれば、屋外広告物に該当します。

1. 常時または一定の期間継続して表示されるもの
2. 屋外で表示されるもの
3. 公衆に表示されるもの
4. 看板、立看板、貼り紙および貼り札ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されるものならびにこれらに類するもの

屋外広告物に該当するものの例

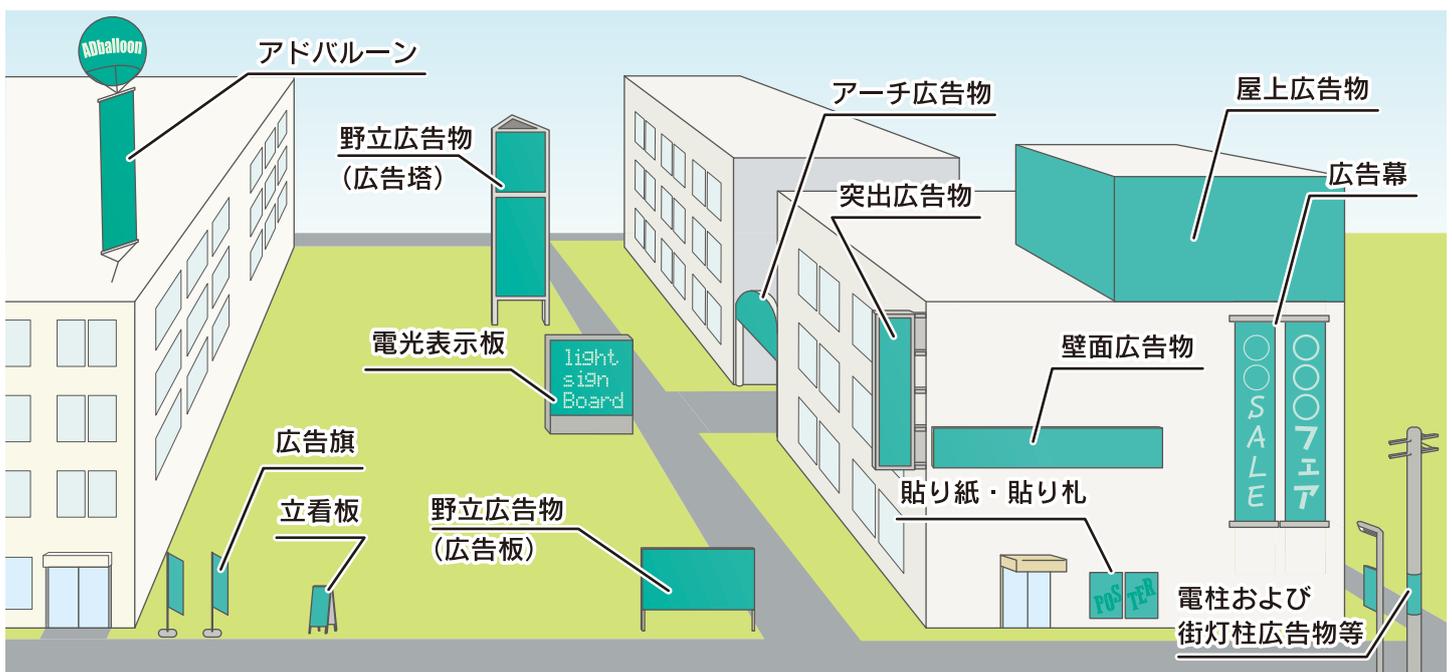
営利・非営利の広告物、電光表示板、案内看板、周知看板、ポスター、貼り紙、立看板、広告旗、広告板、広告塔などです。例えば、商標、シンボルマーク、ロゴ、写真、イラストなども屋外広告物に該当します。

屋外広告物に該当しないものの例

配布チラシ、宣伝放送、建築物のガラス内部から表示されるものまたは展示物などが該当します。

「公衆に表示される」とは、一般に誰もがその広告物を見ることができるといふ状況を意味します。したがって、仮に広告物の設置場所が屋外であるとしても、その敷地全体が塀で囲われているなどのため、外部からは見ることができない場合は、その広告物は条例の規制対象になりません。

2 主な屋外広告物



屋外広告物は、素材や形状、設置の方法など多様な種類があり、上記イラストで表示しているものは代表的な事例になります。